

第98回米子市農業委員会農地部会議事録 (概要)

招集年月日	平成25年5月8日(水)			
招集場所	米子市役所 401会議室			
開 会	午後1時30分			
出席委員	1番 木澤 純一委員	2番 佐々木 知俊委員	3番 佐藤 敏行委員	4番 尾坂 宣雄委員
	5番 番原 邦彦委員	6番 森中 喜輝委員	7番 高西 史郎委員	8番 林原 成子委員
	9番 遠藤 泰三委員	10番 伊塚 重己委員	11番 大縄 敬次委員	12番 足立 寛隆委員
	13番 吉澤 一誠委員	14番 小林 秀美委員	15番 仲田 祐康委員	16番 松原 幹人委員
	17番 石橋 明広委員(部会長)			
欠席委員	なし			
事務局	仲田会長	田村事務局長	大許事務局長補佐	宅和主幹 道下主幹
日 程	1 農地法各条申請地現地調査			
	2 部会長あいさつ			
	3 議事録署名委員の指名			
	4 議事			
	(1) 農地法各条申請審議等			
	ア 第5号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について			
	イ 第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について			
	ウ 第7号 米子市農用地利用集積計画の決定について			
	5 報告事項			
	(1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について			
	(2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について			

- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について
- (6) 農地転用現況確認書の交付について
- (7) 県農業会議員の事務報告
- (8) その他

開 会 午後1時30分
(農地法各条申請地現地調査)

議長 (石橋委員)

では、これより現地調査に引き続き、第98回農地部会を開きます。

最初に議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 (石橋委員)

それでは、議席番号4番の尾坂宣雄委員と、議席番号5番の番原邦彦委員にお願いしたいと思います。

また、本日の欠席はありません。

それでは、審議に入ります。

はじめに、3ページの議案第5号をお願いいたします。農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。

4ページ、番号9の淀江町中西尾について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 (道下主幹)

番号9の中西尾について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

本件は、譲受人が売買で、農地を取得しようとするものです。取得後の経営面積は183aとなります。
別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長（石橋委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん、何か報告がございますか。

5番（番原委員）

譲受人が、農地100㎡を売買により取得しようとするものです。許可要件については、先ほども言いましたように問題ないと思われまますのでよろしくお願ひします。

議長（石橋委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（石橋委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、番号10の淀江町佐陀について、事務局から説明をお願いします。

事務局（道下主幹）

番号10の淀江町佐陀について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

本件は、昨年、社会医療法人である譲受人が施設利用者の日中活動として、農作業をするため法人関連施設の隣接農地に1年間の賃借権を設定するため許可をとられたものの期間更新で、今回は5年間の賃借権を設定しようとするものです。

農地法では、農業生産法人以外の法人が農地の権利取得をすることを、原則認めていませんが、しかし、農地法施行令、農地法施行規則で不許可の例外として許可できる場合があります。その一つが、営利を目的としない法人等（学校法人・医療法人・社会福祉法人など）が、教育・医療・社会福祉事業の運営に必要な施設の用に供するため権利を取得する場合と規定されており、つまり、事業の一環で施設利用者が農作業するために、農地に賃借権を設定することがこれにあたります。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長（石橋委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

7番（高西委員）

譲受人である社会医療法人が、施設利用者の日中活動のとしてサツマイモ等をつくるため、施設隣接の農地 339 m²に対し、1年間の賃借権を設定していますが、その期間を5年間更新するものです。

許可要件については、特に問題ないと思われまますのでよろしく申し上げます。

議長（石橋委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（石橋委員）

異議がないようですので、許可と決定と決定いたします。

続きまして、番号11の古市について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（道下主幹）

番号11の古市について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

本件は、譲受人が、自作地の隣接農地を贈与により取得しようとするものです。取得後の経営面積は97aとなります。

別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくをお願いいたします。

議長（石橋委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん、何か報告がございますか。

3番（佐藤委員）

譲受人が、農地 487 m²を贈与により取得しようとするものです。現地を確認しましたら、譲受人の土地の隣接農地にして、許可要件については特に問題ないと思われまますのでよろしく申し上げます。

議長（石橋委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 (石橋委員)

異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、5ページ、議案第6号をお願いいたします。農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第15条第2項において準用する、第7条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

6ページ、番号10の一部について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

6番 (森中委員)

この場所は、3月の部会の時に農用地区域に入っており、現地調査した場所であります。申請者は議案のとおりです。申請地は、一部の田で面積は5,471㎡です。

申請人は、介護老人福祉施設博愛苑を経営しておりますが、少子高齢化社会における高齢者の共同生活施設のニーズが高くなりまして、箕蚊屋地区には同様の施設がないために、箕蚊屋中学校区の事業者選定を受けまして、申請地に施設建築を計画したものでございます。隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意、そして土地改良区の同意もあります。

申請地は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であります。第1種農地に該当すると思われませんが、公共性の高い事業であることから、転用については、問題ないと思われまのでよろしく申し上げます。

議長 (石橋委員)

ただいま番号10について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (石橋委員)

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号11の上福原について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

13番 (吉沢委員)

はい。今日現地調査で見ていただいた、道路際の細長い農地です。申請者は議案のとおりで、申請地は、上福原の田で面積は388㎡です。

申請者は、淀江町西原で石材店を経営しておりますが、現在の店舗では墓石・彫刻等の石材製品を展示する場所が、手狭なため、申請地に墓石展示場を計画したものです。隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意、土地改良区の同意もあります。

申請地は500m以内に2か所以上の医療施設・教育施設があり、上水道・ガス管が完備された道路に面している農地であるため、第3種農地に該当すると思われまます。転用については、問題ないと思われまますのでよろしくお願ひします。

議長（石橋委員）

ただ今、地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

11番（大縄委員）

これは、展示だけか。

13番（吉沢委員）

はい、展示だけです。駐車場が3台分くらいありまして、様子を見て簡易トイレ、よく建設作業現場にあるようなものを置くかもしれないです。

議長（石橋委員）

ほかになにかご意見、ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（石橋委員）

異議がないようですので、許可と決定させていただきます。

続きまして、番号12の兼久について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

9番（遠藤委員）

12番の議案について説明します。

申請者は、議案のとおりです。申請地は、兼久の田で面積は963㎡です。今日、最後に見てもらった物件でございます。

申請者は、社会福祉事業施設の経営をしており、この4月から旧米子市立さくら保育園の民間移管を受けましたが、米子市所

管時には、入所者・職員の駐車場の確保が困難であったため、是を機に駐車場を計画したものです。隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意もあります。

申請地は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であり、第1種農地に該当すると思われませんが、既存施設の拡張であり、転用については、問題ないと思われしますのでよろしく願いいたします。なお、議案の上に記載してある農地に関しましては、十数年前に分家住宅を一度計画されましたけども、家が建ちませんで、農用地区域からは外れております。今は上福原のほうへ土地を求めて分家を建てておられます。

それから議案の下に記載してある土地については、3月の部会で農用地から除外させていただいたものでございますけども、さくら保育園が新設されましたときに保護者の方から送迎について、場所がないという申し出があり、農地所有者の方は、いちじく等植えておられましたけども、善意でそのままの状態に貸してあげておられたということで、造成がしてあるようなかたちになっておりますけれども、現状は田のままでございます。それを含めてよろしく願いいたします。

議長（石橋委員）

ただ今、地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（石橋委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号13の二本木について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

16番（松原委員）

13番の議案について説明します。

申請地は、一番最初に現地調査で見てもらったところです。申請地は、二本木の畑で面積は458㎡です。

申請者は、石油製品及び各種燃料販売をしていますが、以前ガソリンスタンドを経営していた場所が、国道9号線に面する場所にあり、交通量、米子流通業務団地に近い等、多くの利用客が見込めるものの、宅地部分だけでは駐車スペースが手狭であるため、申請地を含めた敷地でコンビニエンスストアを計画したものです。隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意、土地改良区の同意もあります。

申請地は、住宅用・公共施設が連たんする区域に近接する農地で、第2種農地に該当すると思われます。
転用については、問題ないと思われますのでよろしく申し上げます。

議長（石橋委員）

ただ今、地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（石橋委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、8ページ、議案第7号をお願いいたします。

米子市農用地利用集積計画の決定について、別紙農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めます。9ページに利用集積計画総括表がございます。

今月は、転貸を除く利用権設定が36件、農地保有合理化事業により機構が借入れを行う案件が5件、機構が転貸を行う案件が2件でございます。

それでは、13ページ、転貸を除く利用権設定各筆明細について、番号5-1から番号5-36までを一括して審議いたします。

事務局説明から説明をお願いいたします。

事務局（大許局長補佐）

転貸を除く利用権設定各筆明細について説明いたします。

今月は、田に関するものが、103筆 139,592㎡、畑に関するものが、10筆 12,476㎡、ございます。

番号5-1は、貸人の病気等での労力不足による設定となっており、借人の設定後の経営面積は、43aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号5-2から番号5-3は、借人の要望による設定で、解除条件付の契約となっており、設定後の経営面積は、35aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号5-4から番号5-7までは、再設定でございます。

番号5-8は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、124aとなっております。農

業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号5-9は、再設定でございます。

番号5-10は、貸人の農業廃止に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、198aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号5-11は、再設定でございます。

番号5-12から番号5-13は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、4,912aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号5-14から番号5-26までは、鳥取西部農協が行っている農地利用集積円滑化事業による貸借で、農協が貸人より白紙の委任状を受けて契約したものです。借人の設定後の経営面積は、4,912aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号5-27から番号5-29までは、鳥取西部農協が行っている農地利用集積円滑化事業による貸借で、農協が貸人より白紙の委任状を受けて契約したものです。借人の設定後の経営面積は、4,808aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号5-30は、鳥取西部農協が行っている農地利用集積円滑化事業による貸借で、農協が貸人より白紙の委任状を受けて契約したものです。借人の設定後の経営面積は、900aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号5-31は、貸人の病気等での労力不足による設定となっており、借人の設定後の経営面積は、265aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号5-32は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、35aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号5-33は、貸人の兼業による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、311aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号5-34は、貸人の病気等での労力不足による設定となっており、借人の設定後の経営面積は、710aとなっております。農

業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号5-35は、再設定でございます。

番号5-36は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、50aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長（石橋委員）

ただ今、事務局から番号5-1から番号5-36までの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（石橋委員）

異議がないようですので、決定いたします。

続きまして23ページ、農地保有合理化事業により担い手育成機構が借受けを行う案件を審議いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局（大許局長補佐）

続きまして、農地保有合理化事業に係る借入の案件についてご説明いたします。

まず、23ページ、番号5-1から番号5-5は農地保有合理化事業により鳥取県農業農村担い手育成機構が借受けを行う案件でございます。

議長（石橋委員）

担い手育成機構が借受ける案件について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（石橋委員）

異議がないようですので、決定いたします。

続きまして27ページから、農地保有合理化事業により担い手育成機構が転貸を行う案件を審議いたします。

審議に入りたいと思いますが、農業委員会等に関する法律第24条第2項に基づき、この案件の当事者である、石橋が退席し

ますので議長を交代いたします。

(石橋委員退席)

(議長交代・・・部会長から木澤職務代理へ)

議長 (木澤委員)

そういたしますと、26ページ、番号5-1について、事務局説明をお願いします。

事務局 (大許局長補佐)

続きまして、26ページ、番号5-1は、農地保有合理化事業により担い手育成機構が借り入れた農地を、すぐに転貸する案件でございます。再設定でございます。

議長 (木澤委員)

ただ今、事務局から番号5-1の説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

(異議なしの声あり)

議長 (木澤委員)

異議がないようですので、決定といたします。

番号5-1の審議を終了いたしましたので、石橋委員の着席を求めます。

(石橋委員着席)

議長 (木澤委員)

そういたしますと、議長を交代いたします。

(議長交代・・・木澤職務代理から部会長へ)

議長 (石橋委員)

続きまして 農地保有合理化事業により担い手育成機構が転貸を行う案件、番号5-2を審議いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局 (大許局長補佐)

番号5-2は、農地保有合理化事業により担い手育成機構が借り入れた農地を、すぐに転貸する案件でございます。再設定でござ

ざいます。

議長（石橋委員）

担い手育成機構が転貸する案件、番号 5-2 について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（石橋委員）

異議がないようですので、決定といたします。

審議事項は以上でございます。

それでは、続いて報告事項に移ります。

29 ページ、（1）農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について、番号 20、番号 1 から番号 2 までの 3 件を受理しております。

30 ページ、（2）農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について、番号 57 から番号 61、番号 1 から番号 5 の 10 件を受理しております。

続きまして、33 ページ、（3）農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について、番号 56 から番号 57、番号 1 から番号 3 の 5 件を受理しています。

続きまして、34 ページ、（4）非農地現況証明について、番号 32 から番号 34 の 3 件を証明しています。

続きまして、35 ページ、（5）農地等の現況に係る照会に対する調査結果について、35 ページのとおり 1 件、鳥取地方法務局米子支局に回答しております。

続きまして、36 ページ、（5）農地転用現況確認書交付について、番号 87 から番号 90、番号 1 から番号 4 の 8 件を交付しています。

続きまして、県農業会議 会議員の事務報告をお願いいたします。

仲田会長

（県農業会議 会議員の事務報告）

1

議長（石橋委員）

では、本日予定していました審議は以上ですが、ほかに議題などの追加はありませんか。
ないようですので、事務局から連絡事項を報告してください。

事務局（大許事務局長補佐）

（ 事 務 連 絡 ）

議長（石橋議員）

事務局説明について、質問等ございますか。
ないようですので、これもちまして、第98回農地部会を終了します。

閉 会 午後3時20分